

# 山梨県公報

号外第三号

平成十四年  
一月二十五日

日 曜 金

## 目 次

### 監査委員

住民監査請求の監査結果……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第三項の規定により、住民監査請求の監査結果を次のとおり公表する。

平成十四年一月二十五日

山梨県監査委員  
小 林 二 三  
早 川 正 秋  
白 倉 政 司  
同 村 照 人  
同 同 同

### 山梨県知事措置請求に対する監査結果

(監査の請求)

第1 請求人

甲府市桜井町280番地の7

甲府市山宮町3371番地の90

中巨摩郡敷島町大久保1400番地102

第2 請求年月日及び受付年月日

平成13年11月19日

第3 請求の要旨

1 別表1掲載の業務委託契約の締結は、入札参加資格を持たない無資格者を入札参加させ、落札した当該無資格者と締結したもので違法である。

知事に対し、違法行為の存在と発生原因を明らかにし、それを是正し、県民へ謝罪するよう求める。

2 平成13年までの10年間、県土木部都市計画課及び財団法人山梨県公園公社(以下「公園公社」という。)が、山梨県造園建設業協同組合(以下「造園組合」という。)と締結した植栽管理業務委託契約の締結は、随時契約の条件に適合しないものである。

知事に対し、競争入札をした場合と比較した損害金2億円を、契約当事者が県に支払う措置を講じるよう求める。

別表1

番号	発注者	入札日	契約内容	件数	落札者 契約者	主張する事実
1	(財)山梨県公園公社	H13.5.8 H13.5.24	笛吹川フルーツ公園 園外植栽管理	8件	(株)石和植木他7社	1社を除く7社は入札参加無資格者
2	(財)山梨県県民スポーツ事業団	H13.5.25	小瀬スポーツ公園 外植栽管理	8件	(有)窪田造園他7社	3社を除く5社は入札参加無資格者
3	峡中地域振興局	H13.3.28	国道140号外植栽管理	16件	(株)アセラ他15社	(株)アセラを含む13社は入札参加無資格者
4	峡東地域振興局	H13.4.26	国道411号外土木施設景観植栽管理	1件	東勝緑産	東勝緑産は入札参加無資格者
5	峡南地域振興局	H13.4.26	国道300号外植栽管理	1件	青鬼園	青鬼園は入札参加無資格者
6	峡北地域振興局	H13.4.26	市川大門下部身延線外植栽管理	1件	中央造園土木	中央造園土木は入札参加無資格者
			国道141号外植栽管理	1件	野尻造園	野尻造園は入札参加無資格者

ては、別表2-1~2-4のとおりであった。

別表2-1

峡中地域振興局分

番 号	契約内容 契約箇所	契約の相手方	契約金額 (円)	入札日 契約日	契約方法
1	舞鶴城公園植栽管理	(有) 窪田造園	7 875 000	H13 3 28	指名競争 入札
2	国道140号外植栽管理	(有) 清水造園	19 110 000	H13 3 28	指名競争 入札
3	甲府市川大門線外植栽管理 昭和町飯喰地内外	(株) 石原グリ ー建設	18 690 000	H13 3 28	指名競争 入札
4	若草双葉線外植栽管理 八田村上高砂地内外	(株) 帯金造園	17 220 000	H13 3 28	指名競争 入札
5	国道358号外植栽管理 甲府市中町地内外	(株) アセラ	19 425 000	H13 3 28	指名競争 入札
6	国道411号外植栽管理 甲府市中央1丁目地内外	辻緑化工木(株)	17 535 000	H13 3 28	指名競争 入札
7	甲府市緑ヶ丘地内外 甲府市青川本町地内外	河野造園土木 (株)	11 130 000	H13 3 28	指名競争 入札
8	芸術の森公園植栽管理 甲府市青川地内の1	(株) 津々美造 園	13 125 000	H13 3 28	指名競争 入札
9	緑ヶ丘エボーツ公園植栽管理 甲府市緑ヶ丘地内	(株) 宮崎造園	1 470 000	H13 3 28	指名競争 入札
10	中央公園植栽管理 甲府市中央1丁目地内	(有) 今井ガー デン	2 415 000	H13 3 28	指名競争 入札
11	御勅使南公園植栽管理 八田村六科地内の6	(株) 明桃園	12 915 000	H13 3 28	指名競争 入札
12	御勅使南公園植栽管理 八田村六科地内の5	甲南緑化(株)	16 695 000	H13 3 28	指名競争 入札
13	御勅使南公園植栽管理 八田村六科地内の4	(有) 東香園	15 960 000	H13 3 28	指名競争 入札
14	甲府駅前線植栽管理 甲府市丸の内南口広場の1	(有) 志村樹苗 園	3 780 000	H13 3 28	指名競争 入札
15	荒川河川管理 甲府市千塚4丁目地内外	(有) 志村樹苗 園	3 780 000	H13 6 13	指名競争 入札
16	濁川河川管理 甲府市七沢町地内	辻緑化工木(株)	2 709 000	H13 6 13	指名競争 入札

別表2-2

峡中地域振興局分

番 号	契約内容	契約の相手方	契約金額	入札日	契約方法

第4 請求の受理  
 本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成13年12月4日受理を決定した。但し、(監査の請求) - 第3 - 請求の要旨1における別表1の番号1及び2に係る請求並びに請求の要旨2における公園公社の契約に係る請求及び平成11年度以前の契約に係る請求については、要件を具備していないため、(監査の実施) - 第1 監査対象事項のとおりに監査対象から除外することとした。  
 (監査の実施)  
 第1 監査対象事項  
 措置請求書及び陳述の内容から次の事項を監査対象とした。  
 1 別表1掲載の植栽管理業務委託契約のうち、峡中、峡東、峡南及び峡北の各地域振興局が締結した契約の違法性。  
 2 県土木部が平成12年度及び13年度に締結した植栽管理業務委託契約の不当性と不当性がある場合の県における損害発生の有無。  
 なお、法第242条第1項は、監査請求の対象となるものとして、「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員」の、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について規定している。したがって、(監査の請求) - 第3 - 請求の要旨1における公園公社及び財団法人山梨県民スポーツ事業団の契約に係る請求、及び請求の要旨2における公園公社に係る請求については、同条同項の要件を具備しないため監査対象とはしない。  
 また、法第242条第2項は、住民監査請求は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。」と規定している。本件請求は平成13年11月19日に提出されたものであり、したがって、(監査の請求) - 第3 - 請求の要旨2における平成11年度以前の契約については、契約終了の日から1年を経過しているため監査対象とはしない。  
 第2 監査対象機関  
 土木部、出納局、峡中地域振興局、峡東地域振興局、峡南地域振興局及び峡北地域振興局  
 第3 証拠の提出及び陳述  
 請求人に対し、法第242条第5項の規定により新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、平成13年12月21日、新たな証拠の提出及び陳述があった。  
 (監査の結果)  
 第1 事実の概要  
 請求書及び事実証明書の内容から請求人の主張する事実関係については、次のように確認した。  
 1 請求の要旨1における契約締結状況について  
 峡中、峡東、峡南、峡北の各地域振興局が締結した植栽管理業務委託契約につい

号	契約箇所	(円)	契約日	指名競争
1	国道411号外植栽管理 塩山市小松尾地内外	(株)東勝緑産 6,867,000	H13.4.26 H13.4.27	指名競争 入札

別表2-3

峡南地域振興局分

番	契約内容 契約箇所	契約の相手方 (円)	入札日 契約日	契約方法
1	国道300号外植栽管理 下部町常葉地内外	(有)青見園 3,202,500	H13.4.26 H13.4.27	指名競争 入札
2	市川大門下部身延線外植栽 管理 身延町大野地内外	中央造園土木 (株) 15,645,000	H13.4.26 H13.4.27	指名競争 入札

別表2-4

峡北地域振興局分

番	契約内容 契約箇所	契約の相手方 (円)	入札日 契約日	契約方法
1	国道141号外16路線植 栽管理 葦崎市本町地内外	野尻造園建設 (有) 9,975,000	H13.7.10 H13.7.11	指名競争 入札

2 入札参加資格の設定状況について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の1第2項は、「普通地方公共団体の長は、・指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物品の買入れその他該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、・資格を定めなければならない。」としている。

また、山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。)第134条は、指名競争入札参加資格を設定し、審査を経て資格者を決定したときは名簿を作成すべきこととしている。

県では、次に示す契約について入札参加資格を定め、2種類の資格者名簿を作成し入札参加資格者を登録していた。

建設業法(昭和24年法律第100号。)の別表で定める28種類の工事請負契約及び知事が定める契約として、工事に係る委託契約(測量、工事設計等)について入札参加資格を設定し、建設工事入札参加有資格者名簿(以下「建設工事名簿」という。)を作成していた。

物品の購入契約、製造の請負契約及び知事が定める契約として、清掃、警備等29種類の役務提供契約について入札参加資格を設定し、物品等競争入札参加資格者名簿(以下「物品等名簿」という。)を作成していた。

3 請求の要旨2における契約締結状況について

(1) 県土木部は、平成12年4月1日、県が直接管理する県内都市公園の平成12年度

における植栽管理業務委託契約を一括して造園組合と随意契約により締結した。契約に含まれる都市公園は、御勅使南公園、曽根丘陵公園、富士川クラフトパーク、芸術の森公園、舞鶴城公園、中央公園、釜無川又ボーツ公園及び緑が丘又ボーツ公園の8公園である。契約金額は、164,850,000円であり、契約期間は平成12年4月1日～平成13年3月31日であった。

(2) 上記(1)の8公園のうち曽根丘陵公園及び富士川クラフトパークの2公園については、山梨県都市公園条例(昭和39年山梨県条例第21号。)第11条及び同条例施行規則(昭和39年山梨県規則第34号。)第8条の規定により平成13年度から公園会社に公園の管理を委託した。

(3) 峡中地域振興局は、平成13年4月1日、御勅使南公園、芸術の森公園、舞鶴城公園、中央公園及び緑が丘又ボーツ公園の5公園の、また平成13年4月4日には釜無川又ボーツ公園の、それぞれ植栽管理業務委託契約を指名競争入札により締結した。契約金額は6公園の合計で78,382,500円であった。

(4) 曽根丘陵公園及び富士川クラフトパークについては、平成13年5月8日、公園会社において植栽管理業務委託契約を指名競争入札により締結した。契約金額は合計で93,870,000円であった。

第2 判断

1 請求人は、峡中、峡東、峡南、峡北の各地域振興局が締結した植栽管理業務委託契約に関して、

別表1の「主張する事実」で無資格者と主張する業者と締結した17件の契約は、入札参加無資格者が落札し契約したもので違法である

知事に対し、違法行為の存在と発生原因を明らかにし、それを是正し、県民へ謝罪するよう求める

と主張しているので、以下これについて判断する。

(1) 施行令第167条の1第1項は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、施行令第167条の1第2項に基づいて、工事請負、製造請負、物品購入及び知事が定める契約について、契約の種類に応じて設定したところの入札参加資格を有する者のうちから指名すべきこととしている。

別表2-1～2-4に掲載の本件の植栽管理業務は、植栽した公園内の樹木、芝生又は街路樹等の緑地を良好な状態に維持するための業務であり、具体的には、除草、芝刈り、薬剤散布、剪定、施肥及び補植等を内容とする複合的な業務である。このような業務内容の契約については、建設工事名簿及び物品等名簿のいずれの名簿上も契約の種類として該当するものがない。すなわち、本件の植栽管理業務委託契約は、入札参加資格があらかじめ設定されている種類の契約ではない。したがって、請求人のいう指名及び入札参加について無資格か否かという問題は発生し得ない契約であると解されるから、本件契約が違法であるとは論ずることはできない。よって、勧告は必要ないものと判断する。

なお、入札参加資格者制度の意義は、契約の適切な履行を確保するために必要となる、資力、信用、能力、技術力等を判定することにより、契約の履行能力がない不適格者の参加を未然に防ぐことにあるとされている。したがって、本件のように

あらかじめ入札参加資格が設定されていない種類の契約に当たっても、契約担当者はこの意義に沿って入札参加者を指名するべきである。

この点に関し、各地域振興局は、類似した業種の入札参加資格者から指名することとし、本件の契約内容が土木施設の植栽管理業務であることから、建設工事名簿の造園工事に登録されている業者及び物品等名簿のうち造園関係を取扱っている業者の中から、過去の実績、地域性等を考慮して指名を行ったものである。

(2) 本件について次のとおり付言する。

植栽管理業務委託契約について入札参加資格を設定していない現状では、類似した業種から指名対象業者を選定することもやむを得ないところであるが、今後は、植栽管理業務委託契約をあらかじめ入札参加資格を設定する契約として定めるべきである。

2 請求人は、土木部都市計画課が締結した植栽管理業務委託契約について平成12年度及び13年度に一括して造園組合と随意契約により締結したもので、随意契約の条件に適合しない不当な契約である

知事に対し、競争入札をした場合と比較した損害金2億円を、契約当事者が果に支払う措置を講じるように求める  
と主張しているため、以下これについて判断する。

(1) 随意契約とした理由について

法第234条第2項は、「随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる」と規定しており、これを受け施行令第167条の2第1項で随意契約によることのできる場合を、「その性質又は目的が競争入札に適しないとき」(同条同項第2号)など7項目に限定している。

また、出納局が会計事務に携わる職員の職務の指針として平成7年10月に発行した『会計事務ガイドブック』でも「その性質又は目的が競争入札に適しない」事例として、目的物が特定の者でなければ納入できないものであるとき 特殊の物品若しくは特別の目的を有する物品をその生産又は製造の場所から直接買入れるとき、又は特殊の技術を必要とする物品を買入れるとき

果の行為を秘密にする必要があるとき 外国で契約を締結するとき 国又は公共団体と直接契約するときを挙げているだけである。

このように、法令や出納局の職務の指針が随意契約にすることができる場合を限定しているのは、随意契約は手続が簡略であること、経費の面でも負担が少なく済むこと、相手方の能力等を熟知のうえで契約相手を選定できるなどの長所がある反面、運用を誤ると相手方が固定化し、しかも契約自体が情実に左右されるなど公正な取引を損なうおそれがあるため、その運用に当たっては恣意的な行為を極力排除しようとしたものとされている。

ところで、本件の契約時における随意契約理由は、随意契約とする理由として、年間委託費を一括して積算し、契約することを経費の節減と作業工程の統合管理による施工の合理化が図られる

協同組合は、昭和61年に、かいじ園体後の各種緑化施設の整備を目的に設立された果内唯一の認可団体であり、全果を網羅した組合員による施工能力の共同化と各公園への即応体制が期待できる

として、施行令第167条の2第1項第2号に該当するとしている。  
また、土木部は、この理由を補足して次のように説明する。

果が管理運営する公園の管理は、公園の緑地を通年にわたり良好な状態に維持することを目的に行う。具体的には、除草、芝刈り、薬剤散布、剪定及び施肥等を内容とする複合的な業務である。各業務には、適切な施工時期の選択や、病害虫の早期発見、早期駆除等の機動的な対応が要求されるなど、高度の専門知識と技術が必要である。

果が、昭和61年に小瀬スゴーツ公園を皮切りに次々と大規模都市公園を開設していった時期は、造園施工管理技士の有資格者を保有するなど、高度な専門知識と技術を保有する業者は多いとはいえず、また、保有する有資格者の人数も少人数であった。このうちで、造園業者相互の技術力の向上や経営の改善、事業の共同受注などを目的に協同組合が設立され、果が発注する植栽管理業務委託に關しても共同受注する体制が整えられた。このような状況の中で、業務の確実な履行を期すためには、協同組合との随意契約がもっとも受当な契約締結方法であった。以上のような経緯があり、以後、植栽管理業務の技術水準を維持するため、平成12年度に至るまで協同組合と随意契約により契約してきたものである旨、土木部は主張する。

(2) これらの理由が法令に照らして随意契約にすることができる場合に該当するか検討する。

8つの公園の年間委託費を一括して契約することは、個々の公園ごとに契約する場合に比して経費の節減が図られる可能性はある。しかし、一括して契約する場合に個々の業者では施工能力がないとして、協同組合を唯一の契約相手としているが、個々の公園ごとに指名競争入札をする場合の競争性を排除してまでも随意契約とするだけの経費節減が可能かは疑問である。

また、昭和61年以降大規模都市公園を次々と開設した当時の状況は理解できるとしても、個々の業者については、類似業種である造園工事を単独で施工していること、さらに平成13年度については個々の業者と契約をし現在に至るまで特に不都合は生じていないことから、平成12年度について、個々の業者では施工能力が低く、施工能力が共同化できる協同組合が唯一の契約相手であるとして指名競争入札には適しないとする理由は見出し難い。

(3) 競争入札と比較した場合の損害の発生について

個々具体的な契約の締結が随意契約でなされた場合に、もし競争入札で契約した場合に成立したであろう契約額を推計し随意契約額との差額を算出したとしても、その算定値は不確実であり、これを損害額として認定することは適切ではない。

そこで、随意契約による契約額の妥当性を、予定価格との比較で検証する。ここでいう予定価格とは、果が契約を締結する際に、相手方の申出にかかる価格の適否を判断するため、標準的価格によって積算した積算額に基づいて定められた契約の上限額である。

平成12年度における御勅使南公園以下8公園の植栽管理業務委託契約は、予定価格176,085,000円に対し、契約額164,850,000円で随意契約した。この契約額の予定価格に対する比率は93.6%である。

ところで、平成13年度については、(監査の結果)-題1-3-(3)(4)で述べたとおり8公園中2公園は公園公社に管理委託したものの、すべての植栽管理業務委託契約を指名競争入札の方法で契約しており、契約額の合計は172,252,500円で、予定価格合計186,470,550円に対する比率は92.4%であった。

8公園全体の業務内容が平成12年度と13年度で全く同一ではないので単純に比較はできないが、契約額の予定価格に対する比率に極端な差異はなく、随意契約をしたことにより県に損害を与えたとまでは言い難い。

(4) 以上のとおり、協同組合の設立趣旨や従来からの経緯を考慮しても、指名競争入札に求められる競争性を排除するまでの理由は見出し難く、法第234条及び施行令第167条の2の随意契約によることができる場合に該当するものと解することはできないが、県は、平成13年度から契約方法を指名競争入札に是正していることは既に述べたとおりであり、知事に対する報告は必要ないものと判断する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番